大阪府条例第百三十四号

改正する条例大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を

年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。第一条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十四第一条

示すように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

农旧後	牧川市
+四 (略) することとする。 大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理 、長屋川市、河内長野市、第面市、東大阪市及びであって、堺市、高槻市、牧方市、富田林市、る事務(規則で定める場合に係るものを除く。)第二条 法及び令に基づく事務の範囲等)	一―十四 (略)とする。とする。市の区域に係るものは、当該市が処理すること得屋川市、河内長野市、東大阪市及び大阪狭山であって、堺市、高槻市、枚方市、富田林市、る事務(規則で定める場合に係るものを除く。)第二条 法及び令に基づく事務の範囲等)

ように改正する。第二条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次の

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

松 旧後	改圧症
	一―十四 (略)することとする。することとする。大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理寝屋川市、河内長野市、箕面市、東大阪市及びであって、堺市、高槻市、枚方市、富田林市、る事務(規則で定める場合に係るものを除く。)第二条 法及び令に基づく事務の釣男、次に掲げ(市町村が処理する事務の範囲等)

ように攻正する。第三条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次の

示すように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

松 旧後	松 旧汇
する。の区域に係るものは、当該市が処理することとの区域に係るものは、当該市が処理することと市、松原市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野であって、堺市、豊中市、池田市、高槻市、牧る事務(規則で定める場合に係るものを除く。)第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げ(市町村が処理する事務の鉱囲等)	係るものは、当該市が処理することとする。市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野であって、堺市、豊中市、池田市、高槻市、牧る事務(規則で定める場合に係るものを除く。)第二条 法及び令に基づく事務の釣りち、次に掲げ(市町村が処理する事務の範囲等)

温 宝

月三日から、第三条の規定は同年七月一日から施行する。この条例中第一条の規定は平成二十五年五月一日から、第二条の規定は同年六